

平成30年9月

当座勘定をご利用のお客さま

株式会社 東北銀行

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
現在、呈示された手形・小切手は、呈示日の窓口営業時間中に当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払いをおこなっていますが、「当座勘定規定」には入金時限を明記しておりませんでした。
今般、平成30年10月9日（火）より開始が予定されている全銀システムの稼働時間拡大にともない、土・日・祝日にも当座勘定への振込入金が可能となることを踏まえ、「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定をおこないましたので、お知らせします。

なお、このお取り扱いはずすでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

【対象規定】

規定名	改定箇所
当座勘定規定	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形用）	第10条（支払の範囲）
当座勘定規定（個人当座用）	第10条（支払の範囲）

【改定内容（例）＜当座勘定規定（一般当座用）＞】

改定前	改定後
第9条（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 （2）手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲・支払資金の準備） （1）同左 （2）呈示された手形・小切手については、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、15時を過ぎて入金された資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。 （3）前項にかかわらず、店頭呈示された手形、小切手については、呈示時点までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。 （4）手形、小切手の金額の一部支払はしません。

敬具